

平成27年度 大淀川・小丸川学識者懇談会

開催日：平成27年9月29日（火）

開催時間：14：30～17：10

開催場所：宮崎河川国道事務所 別館3F会議室

次 第

1. 開 会 14：30～
2. 挨拶 宮崎河川国道事務所 所長
3. 委員紹介
4. 懇談会の目的と規約、実施スケジュールの確認
5. 委員長の選出
6. 挨拶 大淀川・小丸川学識者懇談会 委員長
7. 議 事
 - 1) 第2回 大淀川水系学識者懇談会 整備計画点検 14：50～
 - ①これまでの点検経過
 - ②整備計画の概要
 - ③社会情勢の変化
 - ④河川整備の進捗・実施状況
 - ⑤河川整備計画内容の点検
 - 2) 大淀川水系河川改修事業 事業再評価 15：30～
 - ①当面の整備予定に対する経済効果等
 - 3) 大淀川水系環境整備事業 事業再評価 15：50～
 - ①当面の整備予定に対する経済効果等
 - 休憩 16：20～
 - 4) 第1回 小丸川水系学識者懇談会 整備計画点検 16：30～
 - ①整備計画の概要
 - ②社会情勢の変化
 - ③河川整備の進捗・実施状況
 - ④河川整備計画内容の点検
8. その他（今後の予定等）
9. 閉 会

大淀川学識者懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、「大淀川学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、大淀川水系河川整備計画（国管理区間）（以下、「整備計画」という。）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映するために、継続的に行う内容の点検及び必要が生じた場合に作成する整備計画の変更の原案について意見を述べるものとする。また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。

- 2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。
- 3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
- 4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
- 3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成25年12月10日より施行する。

大淀川学識者懇談会

【委員】

氏 名	所属・役職	分 野
甲斐 亮典	前・宮崎県文化財保護審議会 会長	文化財
神田 猛	宮崎大学 農学部 附属フィールド科学教育研究センター 延岡フィールド（水産実験所） 附帯施設長 教授	魚類・漁業
黒岩 一夫	前・宮崎県土地改良事業団体連合会 常務理事	水利
杉尾 哲	宮崎大学 名誉教授 NPO法人 大淀川流域ネットワーク 代表理事	河川工学
鈴木 祥広	宮崎大学 工学教育研究部 社会環境システム工学科 教授	水環境
平岡 直樹	南九州大学 環境園芸学部 環境園芸学科 地域景観学研究室 教授	景観
松浦 里美	弁護士 平成27年度 宮崎県公共事業評価委員会 委員	法律・経済
皆川 朋子	熊本大学大学院 自然科学研究科 准教授	河川生物
村上 啓介	宮崎大学 工学教育研究部 社会環境システム工学科 准教授	水工学・海岸

※五十音順 敬称略

小丸川学識者懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、「小丸川学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、小丸川水系河川整備計画（国管理区間）（以下、「整備計画」という。）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映するために、継続的に行う内容の点検及び必要が生じた場合に作成する整備計画の変更の原案について意見を述べるものとする。また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。

- 2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。
- 3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
- 4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
- 3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

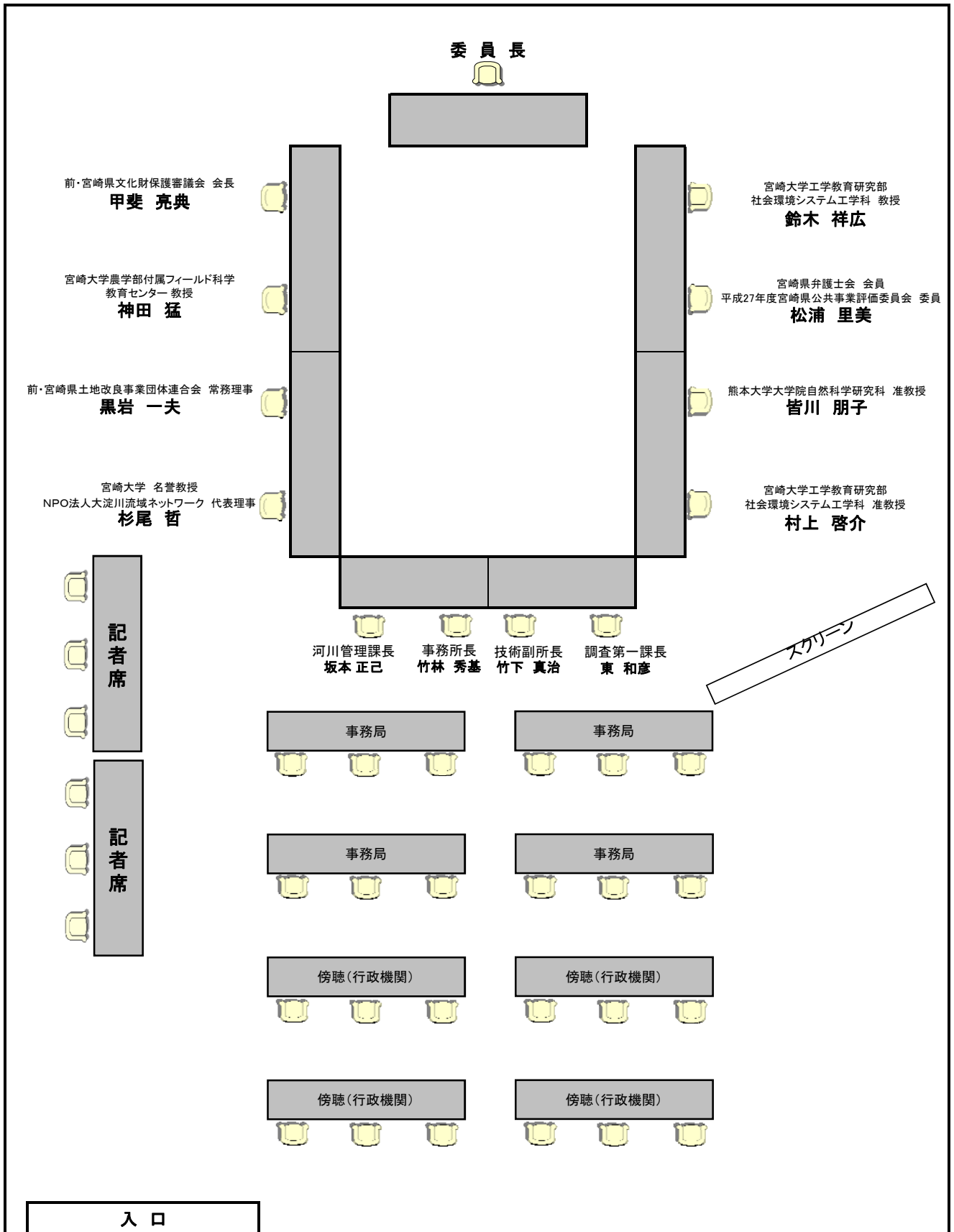
この規約は、平成27年9月29日より施行する。

小丸川学識者懇談会

【委員】

氏 名	所属・役職	分 野
甲斐 亮典	前・宮崎県文化財保護審議会 会長	文化財
神田 猛	宮崎大学 農学部 附属フィールド科学教育研究センター 延岡フィールド（水産実験所） 附帯施設長 教授	魚類・漁業
黒岩 一夫	前・宮崎県土地改良事業団体連合会 常務理事	水利
杉尾 哲	宮崎大学 名誉教授 NPO法人 大淀川流域ネットワーク 代表理事	河川工学
鈴木 祥広	宮崎大学 工学教育研究部 社会環境システム工学科 教授	水環境
平岡 直樹	南九州大学 環境園芸学部 環境園芸学科 地域景観学研究室 教授	景観
松浦 里美	弁護士 平成27年度 宮崎県公共事業評価委員会 委員	法律・経済
皆川 朋子	熊本大学大学院 自然科学研究科 准教授	河川生物
村上 啓介	宮崎大学 工学教育研究部 社会環境システム工学科 准教授	水工学・海岸

※五十音順 敬称略



学識者懇談会の目的

1. 整備計画内容の点検を継続的に実施する
 - 流域の社会情勢の変化、地域の意向
 - 事業の進捗状況及び見直し など
2. 整備計画変更の必要性が生じた場合に変更原案に対して意見を述べる
3. 内容の点検においては、3年に一度実施する事業再評価（継続や見直し等）や事業完了後5年以内に実施する事後評価についての審議を行う

学識者懇談会の開催予定

大淀川河川整備計画の点検・変更等

- : 実施済み
- : 今回実施
- : 今後の予定

		H18	...	H25	H26	H27	H28	H29	...	備考
整備計画の 策定・変更	策定	H18.3								必要な場合に集中開催
	変更						必要な場合に実施			
整備計画の 点検・再評価	点検		...	●		●	○	○	...	毎年開催を予定 整備計画策定スケジュールを考慮 3年に1度の開催を予定
	再評価			●		●				

小丸川河川整備計画の点検・変更等

		H25	H26	H27	H28	H29	...	備考
整備計画の 策定・変更	策定	H25.8						必要な場合に集中開催
	変更						...	
整備計画の 点検・再評価	点検			●	○	○		毎年開催を予定 3年に1度の開催を予定
	再評価				○			